

第3次鏡石町地球温暖化対策実行計画【区域施策編・事務事業編】の概要

1. 計画の定義と位置づけと計画の期間、基準年度と目標年度

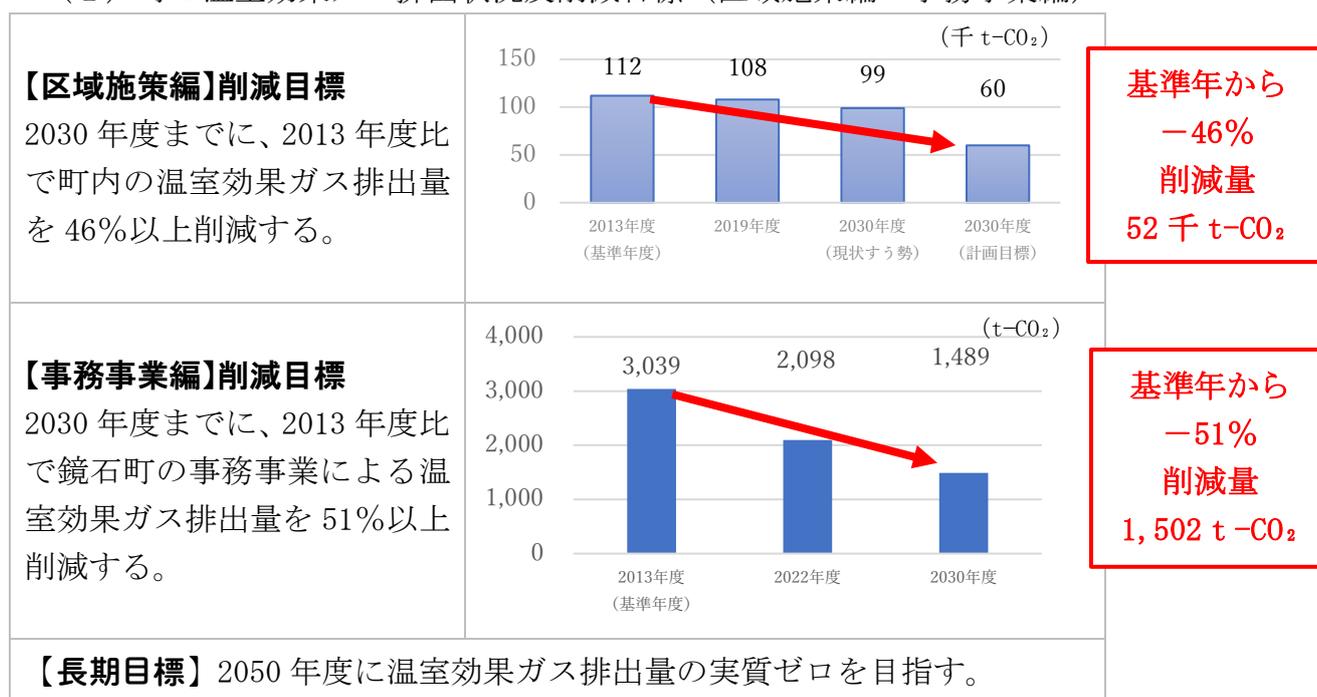
本計画は、本町の自然的条件や社会的条件のもと、町民・事業者・町の全ての主体が、地球温暖化に伴う気候変動に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出抑制に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的とします。また、気候変動に関する取組についても記載し、町の温暖化対策を総合的に推進するものです。

本計画の期間、基準年度、目標年度は、以下の年次とします。

計画期間	2024（令和6）年度～2030（令和12）年度
基準年度	2013（平成25）年度
目標年度（中期目標）	2030（令和12）年度
目標年度（長期目標）	2050（令和32）年度

2. 町の現状及び計画の目標

（1）町の温室効果ガス排出状況及削減目標（区域施策編・事務事業編）



3. 目指すべき将来像と計画

地球温暖化対策を実行し、第6次総合計画の将来像を目指すため、以下の方針に配慮した、環境保全の取り組みにより、地域経済・社会活動の向上を目指し、地球温暖化対策に取り組んでいきます。

「未来へつなぐ ずっと安心 みんな元気に“進”かがみいし」

基本目標	施策・事業
【基本目標1】再生可能エネルギーの導入・利用促進	・太陽光発電等の普及促進
【基本目標2】省エネルギーの推進	・町公共施設のLED化等の推進
【基本目標3】脱炭素型まちづくりの推進	・低炭素型の車社会づくりの推進 ・吸収源となる森林等の保全の推進 ・充電インフラの普及促進
【基本目標4】循環型社会の推進	・ごみ減量化・資源化の推進
【基本目標5】多様な人々が取り組む環境づくり	・省エネ・省資源に関わる広報の推進 ・環境教育の推進
【基本目標6】気候変動適応策の推進	・健康対策の推進 ・環境保全型農業の推進

本町の地球温暖化対策は上記の体系で実施していきます。

また、本計画に記載された施策・取り組みのみならず、本町で実施する全ての事業において、地球温暖化問題に配慮して推進していきます。

4. 町民・事業者・町（行政）の行動指針

鏡石町地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けて、各種施策や事業を町民・事業者・町（行政）がそれぞれの役割と責任のもと、相互に協力・協働しながら行動していくこととします。

主体	行動指針
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○使用していない電気製品はスイッチを切ったり、コンセントから抜く、小まめな消灯等、不要な電力の使用を減らします。また、節電意識の向上を目指します。 ○冷蔵庫、エアコン、洗濯機などの家電製品を購入する際に、省エネルギーな製品を選び電力消費を削減します。 ○ごみの分別、排出量削減に努めます。 ○食品ロス削減のため、食材は使い切り、残った場合でも、コンポストで堆肥化する等、ごみ削減と循環に努めます。 ○家庭用太陽光発電など再生可能エネルギーの積極的な導入。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○クールビズ・ウォームビズの推進 ○事業所の設置の際に高効率な断熱材、太陽光発電等の導入など環境に配慮した設計を採用します。 ○工場や農業で古い機器や設備を省エネルギーの新しいものに更新し、エネルギー消費を低減します。 ○不要な電力使用を減らすため、節電意識の向上を目指します。 ○福島県が事業所向けに実施している「ふくしまゼロカーボン宣言事業」への参加。 ○エコドライブの推進。
町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ○クールビズ・ウォームビズの推進。 ○冷暖房機器の適正温度設定の促進。 ○公用車に電気自動車やハイブリット車の導入促進。 ○公共施設や事務処理における省エネルギー化推進。 ○家庭・事業所における再生可能エネルギー導入の普及啓発。 ○公共施設の新設や改修の際に再生可能エネルギー施設・設備の導入推進。